

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和8年5月22日

沿岸広域振興局長 村上 聡

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイヤ宮古磯鶏店 宮古市磯鶏一丁目地内
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 令和8年1月21日
- (5) 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の変更のため

2 届出年月日 令和8年5月1日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所